

## ◎現在加入している施設賠償責任保険（参考）

2025年度版

青少年教育施設の皆様へ

## 全国青少年教育施設保険制度のご案内

- （Ⅰ．賠償責任保険制度：施設賠償責任保険＋生産物危険担保特約条項  
Ⅱ．見舞金制度：レジャー・サービス施設費用保険）

## 賠償責任保険制度



## 見舞金制度



## 保険期間

2025年5月1日午後4時から2026年5月1日午後4時まで

## 書類提出締切日

2025年2月28日（金）までに加入依頼書をご提出ください。

## 振込み締切日

2025年4月4日（金）までに保険料が着金するようお振込みください。

## ご加入手続き方法

1. 別添の「加入依頼書」に必要事項をご記入、ご捺印の上、2025年2月28日（金）までに取扱代理店（株）第一成和事務所までご郵送ください。
2. 保険料については、2025年4月4日（金）までに着金するようお振込みください。

## 事故時手続き方法

別添の「事故証明書」に必要事項をご記入、ご捺印の上、取扱代理店（株）第一成和事務所（FAX：03-3667-9037）までFAXでお送りください。

ご契約いただく際は、パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、下記代理店または保険会社までお申し出ください。

## 独立行政法人 国立青少年教育振興機構

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 TEL:03-6407-7668/7677

ご相談  
・  
お申込先

（取扱代理店）

## 株式会社第一成和事務所 団体保険部

住所：東京都中央区日本橋馬喰町1-12-3

Daiwa日本橋馬喰町ビル3F

TEL：03-3669-2831 FAX：03-3667-9037

（引受保険会社）

## 東京海上日動火災保険株式会社

住所：東京都千代田区三番町6-4

TEL：03-3515-4133（担当窓口 公務第二部 文教公務室）

# 1. 賠償責任保険制度（施設賠償責任保険＋生産物危険担保特約条項）

## 1 賠償責任保険制度とは…

本保険制度は、記名被保険者が所有・使用・管理する施設（建物・遊具・敷地等）において、その施設の瑕疵（欠陥）や、施設を拠点として施設の用法に伴いその内外で行われる業務の遂行（施設側の引率・指導による登山、オリエンテーリング等）に起因して、または記名被保険者の占有を離れた商品・飲食物・施設外にあるその他の財物に起因して、保険期間中に日本国内において他人の身体・生命を害し、または財物を損壊した場合に被保険者が負担する法律上の損害賠償責任による損害を補償する制度です。

## 2 補償内容

### 1. 施設危険

(1) 施設そのものの構造上の欠陥や、管理の不備による対人・対物事故について法律上の損害賠償責任を負担する場合。

- ＜例＞・建物内での爆発事故により、利用者がケガをした。  
・廊下の床が破損していたところに、利用者がつまづいてケガをした。  
・遊具が老朽化していた為に壊れ、利用者がケガをした。等



(2) 施設を拠点とし、その内外で行われる施設の用法に伴う業務を遂行中の不注意によって生じた対人・対物事故について法律上の損害賠償責任を負担する場合。

- ＜例＞・施設職員の指導によるオリエンテーリングで、参加者が行方不明になってケガをし、被保険者がその指導上の責任を問われた。  
・登山で、無理な行程を組んでいたために、参加者がついて行けず滑落してケガをし、被保険者がその指導上の責任を問われた。等

### 2. 生産物危険

記名被保険者の占有を離れた商品・飲食物・施設外にあるその他の財物（以下、「生産物」といいます。）に起因した対人・対物事故について法律上の損害賠償責任を負担する場合。（生産物危険担保特約条項）

- ＜例＞・施設が提供した食事が原因で、利用者が食中毒になった。等

### 3. 被保険者の範囲：

「賠償責任保険制度」部分の被保険者\*は、本制度にご加入いただいた青少年教育施設の設置者（記名被保険者）と、その指定管理者等（加入依頼書に明記された場合に限ります）です。

\*記名被保険者の他に、以下も被保険者となります。

- ①記名被保険者の理事・取締役・その他法人の業務を執行する機関（記名被保険者が法人の場合）
- ②記名被保険者の使用人
- ③記名被保険者の構成員（記名被保険者が法人以外の団体の場合）

## 3 お支払いする保険金（支払限度額）と保険料

### 支払限度額・保険料

（免責金額：0円）

| 支払限度額 |                      | 年間保険料              |          |
|-------|----------------------|--------------------|----------|
|       |                      | 指定管理者等なし           | 指定管理者等有り |
| 対人賠償  | 1名につき                | 宿泊型施設<br>(1施設あたり)  | 52,080円  |
|       | 1事故につき               |                    |          |
|       | 保険期間中 <sup>(注)</sup> |                    |          |
| 対物賠償  | 1事故につき               | 非宿泊型施設<br>(1施設あたり) | 22,260円  |
|       | 1事故につき               |                    |          |
|       | 保険期間中                |                    |          |

（注）：保険期間中の支払限度額は、生産物危険の場合に適用されます。

\*指定管理者等とは…施設の運営が設置者と異なる場合を指します。

\*中途加入も可能です。保険料・賠償開始日等につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

### お支払いする保険金・お支払方法

(1) 次のような損害賠償金や諸費用に対してお支払します。

- ①法律上の損害賠償金  
被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金  
※賠償責任・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
- ②争訟費用  
引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- ③損害防止軽減費用  
他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- ④緊急措置費用  
他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、運送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- ⑤協力費用  
引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(2) 保険金のお支払方法

- 上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。
- ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額＋①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

## 4 補償の対象とならない主な場合

### ●施設危険・生産物危険

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ③被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ④a. 記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任  
b. 記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物（aの財物を除きます。）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任保険（ただし、被保険者ごとの個別適用）
- ⑤施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- ⑥航空機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもっぱら人力によるものを除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害
- ⑦給排水管・暖房装置等からの蒸気または水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による損害
- ⑧石棉または石棉を含む製品等の発ガン性などの有害な特性に起因する損害
- ⑨核燃料物質、核原料物質、これらの汚染物質等による有害な特性またはその作用に起因する損害
- ⑩汚染物質の排出・漏出・いっ出・漏出・放出（ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合は、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- ⑪サイバー攻撃に起因する損害 等

### ●生産物危険

- ①生産物のかしに起因する当該生産物の損壊または使用不能（生産物の一部のかしによる当該生産物の他の部分の損壊・使用不能を含みます。）についての賠償責任
- ②被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物に起因する賠償責任 等

## Ⅱ. 見舞金制度 (レジャー・サービス施設費用保険)

### 1 見舞金制度とは…

「賠償責任保険制度」は、不慮の対人・対物事故が発生し、被保険者である加入施設側に法律上の損害賠償責任が発生した場合に保険金をお支払いしますが、加入施設側に法律上の損害賠償責任が認められない場合はお支払い対象にはなりません。

一方で、加入施設側は社会的・道義的責任において、被災者（利用者）の病院への移送や親族への連絡等、様々な対応が必要となる状況が生じることがあることから、このような場合に支出された所定の費用をお支払いするのが「見舞金制度」です。

\*利用者とは…施設の利用を目的として、施設に入場している者をいい、被保険者（またはその役員等）およびその者と同居する親族、施設の業務に従事する者、施設の保守、保安、点検、警備、消防、清掃その他これらに類似の業務または新築、改築、増築、改造、修理、取り壊しその他の工事に従事する者は含まれません。

### 2 補償内容

(1) 次の事故が発生したために、被保険者が事故発生日から1年以内に事故への対応のために支出した費用（被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、災害広告費用）に対して保険金をお支払いします。

- ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風水雪災、ひょう災 ⑤施設外部からの物体の落下・飛来・衝突または倒壊  
⑥食中毒（被保険者が対象施設内で製造・販売・提供した飲食物に起因するもので、所轄保健所に届出のあったものに限り）

\*①～⑥の事故については、対象施設内の建物・工作物等がこれらの事故で損害を受けた場合に限りです。

(2) 上記(1)以外の事故で、施設内で発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、施設利用者が身体に傷害を被り、死亡または医師の治療を受けた場合に、被保険者が事故発生日から1年以内に償還として支出した見舞金に対して保険金をお支払いします。なお、(2)でいう傷害には、有毒ガス、有害物質による急性中毒を含みますが、細菌性食中毒・ウィルス性食中毒は含みません。（傷害見舞費用追加担保特約条項）

(3) 被保険者の範囲：「見舞金制度」部分の被保険者は、本制度にご加入いただいた青少年教育施設の設置者です。



### 3 お支払いする保険金(支払限度額)と保険料

#### 支払限度額・保険料

|                          |         | 保険金額 (支払限度額)                                                                                                                                                                     | 年間保険料                             |
|--------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 被災者傷害見舞費用保険金および傷害見舞費用保険金 | 被災者対応費用 | 1事故につき 100万円×被災者数                                                                                                                                                                | 宿泊型施設<br>(1施設あたり)                 |
|                          | 死 亡     | 被災者1名につき 50万円<br>(事故の日から180日以内に死亡した場合)                                                                                                                                           | 49,910円                           |
|                          | 後遺障害    | 被災者1名につき 2万円～50万円<br>(事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合)                                                                                                                                   |                                   |
|                          | 入 院     | 事故の日から180日以内に入院した場合、入院日数に応じ次に挙げる額 (被災者1名につき)<br>◎31日以上……………10万円<br>◎15日以上30日以内……………5万円<br>◎8日以上14日以内……………3万円<br>◎7日以内……………2万円                                                    |                                   |
|                          | 通 院     | 事故の日から180日以内の通院日数 (往診日数を含む) に応じ次に挙げる額 (被災者1名につき)<br>◎31日以上……………5万円<br>◎15日以上30日以内……………3万円<br>◎8日以上14日以内……………2万円<br>◎7日以内……………1万円<br>(なお、入院期間中や、事故の日から180日を経過した後の通院は通院日数に含まれません。) | 非宿泊型施設<br>(1施設あたり)<br><br>21,460円 |
| 災害広告費用                   |         | 1事故あたり 1,000万円                                                                                                                                                                   |                                   |

(注)すでに支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、50万円からすでに支払った金額を控除した金額を限度にお支払いします。

\*中途加入可能です。保険料・補償期間等につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

#### お支払いする保険金

※下記の費用に対し、被保険者が負担することから、被保険者が負担する部分に限り、その支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。

- (1) 被災者対応費用  
被保険者の施設の利用者が前記「2補償内容(1)」に掲げる事故で身体に傷害を被り、死亡または医師の治療を受けた場合に要する次の費用をお支払いします。ここでいう傷害には、有毒ガス、有害物質による急性中毒を含みます。  
①被災者の親族等が現地に出たときの費用（被災者1名につき2名分限度）  
・交通費（現地までの鉄道、船舶、航空機等の往復交通費）  
・ホテル等宿泊料（1名につき14日分が限度）  
②施設側の従業員（旅券印紙代、資証料、予防接種料等）  
・被災者の親族等が施設側または被災者、その親族等の居住地に派遣したときの費用  
・交通費（現地・居住地までの鉄道、船舶、航空機等の往復交通費）  
・ホテル等宿泊料  
・旅券印紙代、資証料、予防接種料等  
③施設側が必要とした通達費用  
④施設側が被災者の親族等と対応したときの応対関係費用  
・ホテル、事務所等の応対施設借上り費用  
・被災者の親族等が施設側の指定する連絡場所を訪問したときの交通費（連絡場所までの往復交通費）、ホテル等宿泊料（1名につき14日分が限度）、旅券印紙代  
⑤被災者の搬送、救護、移送活動費用（これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用に限り）  
⑥葬儀費用  
（被災者の葬儀を施設側が営むために支出した費用）  
⑦死亡した被災者を居住地に移送するための運送費用および治療中の被災者の居住地への移送費用（被災者の帰宅のための運送はこの費用から控除されます）  
(注)上記「親族等」とは「法定相続人またはその代理人」をいいます。
- (2) 被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用  
前記「2補償内容(1)」および(2)の事故により利用者が身体に傷害を被り、死亡または医師の治療を受けた場合に、施設側が被災者またはその法定相続人に償還として支払った見舞金をお支払いします。ここでいう傷害には、有毒ガス、有害物質による急性中毒を含みますが、細菌性食中毒・ウィルス性食中毒は含みません。
- (3) 災害広告費用  
被保険者が負担した新聞等へのおよび広告掲載費用および休業していることまたは営業再開の予定を公告するための費用をお支払いします。  
ただし、あらかじめ引受保険会社の同意を得たものに限りです。

### 4 補償の対象とならない主な場合

(被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、傷害見舞費用、災害広告費用共通)

- ①保険契約者・被保険者またはこれらの法定代理人の故意又は重大な過失  
②保険金を受け取るべき者またはこれらの法定代理人の故意または重大な過失  
③地震もしくは噴火またはこれらによる津波  
④サイバー攻撃による損害 等

(被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、傷害見舞費用についてののみ)

- ⑤被災者自身の自殺行為、犯罪行為または闘争行為  
⑥被災者自身の自動車または原動機付自転車の無免許運転中・酒気帯び運転中・麻薬やシンナー等を使用した状態での運転中に生じた事故  
⑦被災者自身の脳疾患、疾病または心神喪失  
⑧被災者の妊娠、出産、早産、流産または被災者に対する外科的手術その他の医療処置  
⑨医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛その他の症状  
⑩被保険者が損害賠償金として負担した被災者対応費用および被災者傷害見舞費用、傷害見舞費用 等

注意：被災者対応費用、被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用については、被保険者の支出した費用が実質的に法律上の損害賠償責任に基づいて負担する損害賠償金である場合には、その費用の名目のいかんを問わず、補償されません。損害賠償金については、賠償責任保険制度の補償内容をご確認ください。災害広告費用については、あらかじめ弊社の同意を得たものに限りです。

## 万一事故が起きたら…

### 〔施設賠償責任保険（生産物危険担保特約条項付帯）〕

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知った時は、遅滞なく事故発生の日時・場所、事故状況、被害者の住所・氏名、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面にて取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

この保険には、引受保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談代行サービス」はございません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者（被保険者）ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知願います。

なお、賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要となります。引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

※保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

### 〔賠償責任保険の保険金請求の際の注意〕

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金）に関するものを除きます。について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金納付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承認を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご注意ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承認していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

### 〔レジャーサービス施設費用保険〕

- (1) ご契約者または被保険者が事故の発生を知った場合は、事故発生の日から30日以内に事故発生の状況ならびに他の保険契約等の有無および内容を引受保険会社へ書面により通知し、引受保険会社が説明を求めたときはこれに応じ、身体の状態を求めたときはこれに協力しなければなりません。
  - (2) 正当な理由なく、(1)の規定に違反した場合等は、引受保険会社は、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。
- 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

## ご加入にあたってのご注意

### 〔告知義務〕

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正しくお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※引受保険会社の代理店には、告知受領書があります。

### 〔補償の重複に関するご注意〕

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあれば、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金支払されない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

### 〔通知義務〕

〔施設賠償責任保険〕ご加入後に加入依頼書等に★が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

〔レジャーサービス施設費用保険〕ご加入後に加入依頼書等に★が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

### 〔重大事由による解除について〕

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入した保険契約に基づき、保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

### 〔ご加入後〕

ご加入後、1ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合は取扱代理店（株）第一成和事務所にご連絡ください。加入者証が到着するまでの間、パンフレットに加入内容を記載し保管くださいますようお願いいたします。

加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、このパンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してください。

### 〔保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて〕

引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一時的に滞り、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、または、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が属した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご相談ください。

### 〔代理店の業務〕

東京海上日動の代理店は引受保険会社（東京海上日動）との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 〔団体契約者の表示〕

この保険は国立青少年教育振興機構を契約者と青少年教育施設等を記名被保険者とする「全国青少年教育施設保険制度」（施設賠償責任保険・生産物危険担保特約、レジャー・サービス施設費用保険）です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は国立青少年教育振興機構が有します。

### 〔他の保険契約等がある場合〕

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】  
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】  
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

このパンフレットは、全国青少年教育施設保険制度（施設賠償責任保険（生産物危険担保特約付帯）、レジャー・サービス施設費用保険）の概要をご説明したものです。

詳細は、ご契約者である国立青少年教育振興機構の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが不明の点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## 個人情報取扱いに関するご案内

保険契約者である国立青少年教育振興機構は、東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤貸付、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に際する事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（[www.tokai-marine-nichido.co.jp](http://www.tokai-marine-nichido.co.jp)）をご参照ください。

## 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険等との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808（通話料有米）

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時  
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）